

令和7年度 まちづくり会議からの要望に係る回答一覧

地区番号	個票番号	地区名	申出人	件名	要望内容	対応の種類	回答内容	部名	課名	要望の種類
13	1	実籾・新栄	実籾5丁目第1町会	実籾1号公園をきれいにしてほしい	実籾1号公園にある遊具周辺は雨が降ったあと大きな水たまりができてしまうので公園全体の水勾配を見直し排水設備整備を要望します。 次に、公園内ベンチ等の経年劣化が見受けられることも含め、真夏の熱中症対策及び老朽化対策を踏まえ遊具等の更新を要望します。 また、既設の公園公衆トイレを災害（台風・地震）時に使用できるよう、防犯カメラ、緊急時押しボタン及び明るい空間多目的・男女別の個別トイレの整備を要望します。併せて、公園外周部分を緑に囲まれたLED足元灯「プロムナード」の整備を要望します。	今年度以降の予算で対応・検討	実籾1号公園の遊具まわりにつきましては、令和6年4月5日に現地を確認したところ遊具の周囲が低くなっていたため、遊具設置工事を施工した業者にて是正工事を実施いたしました。その後、降雨時に現地確認しましたところ、局所的に水たまりが発生していましたが翌日には水たまりは全て解消され、排水は機能しているものと考えております。しかしながら、時期や降雨量によって、雨水が数日間滞留することも考えられる為、状況に応じて公園内の勾配調整を行ってまいります。 また、ベンチにつきましては、老朽化による腐食が進行していたことから、令和5年度に1基、令和6年度に2基補修いたしました。 なお、トイレやLED足元灯の整備につきましては、現在計画はございませんが、今後、老朽化に伴う改修が必要となった際に検討いたします。	都市環境部	公園緑地課	公園・街路樹の維持管理、改良等
13	2	実籾・新栄	実籾3丁目町会	路面補修	実籾3丁目18番と23番の間の市道が劣化しており、窪んだ場所が目立つ状態にある。排水溝の周辺も劣化しており、車両が通るたび大きな音が発生し、穴があかないかと不安である。全体的な補修を要望する。	その他	ご要望の箇所については、市の管理部分と私道部分が混在していることから、市において全面的な補修をすることはできません。現状にて、ご理解のほどよろしくお願いたします。 なお、市の管理部分については、令和7年3月にひび割れ補修や舗装穴埋めの部分補修を実施いたしました。	都市環境部	道路管理課	道路の維持管理、改善等
13	3	実籾・新栄	実籾3丁目町会	標識の設置	実籾3丁目18番と23番の間の市道は行き止まりであり、そのことを知らない車両が度々侵入しUターンの場所も少ない中で戻っている。そのような車両が最近増え、行き止まりの畑ではまったりしているのを見かけることがある。当該市道の入口及び途中に「この先行き止り」等の表示をしてもらいたい。	今年度予算に計上	この先が通行止めであることを知らしめる路面標識「この先行き止り」を令和7年度に設置してまいります。	都市環境部	道路管理課	道路の維持管理、改善等
13	4	実籾・新栄	実籾3丁目町会	道路白線類の補修	実籾3丁目31番1号地先の県道交差点の白線等が消えており、事故等も発生している。歩道白線も同様で危険である。至急の補修を要望する。	他機関へ依頼	横断歩道に関することにつきましては、千葉県公安委員会の所管となりますことから習志野警察署にご要望をお伝えしたところ「現地を確認したところ、補修済みであることを令和6年12月に確認しました。」との回答をいただいております。本市も現地を確認しております。	都市環境部	道路管理課	道路の維持管理、改善等
13	5	実籾・新栄	実籾駅前町会	外灯切れ修理	実籾5丁目9番15号付近の外灯が切れている。修復をお願いしたい。	他機関へ依頼	実籾5丁目9番15号付近には防犯灯が設置されており、照度も確保されているため、当該街路灯は今後所有者である実籾駅前商店会によって撤去される予定であります。	協働経済部	産業振興課	その他
13	6	実籾・新栄	実籾駅前町会	外灯修理	実籾駅前通りの薬局前の横断歩道付近の街灯の電気が消えていて、夜間危険なので修復をお願いする。	他機関へ依頼	当該街路灯の所有者である実籾駅前商店会にお伝えしたところ「不点灯である状況は把握しており、令和7年度中に街路灯の改修を予定している」との回答をいただいております。 また、令和6年12月に、夜間の安全性を確保するため、改修までの一時的な措置として、街路灯の支柱に簡易的なライトを市で設置いたしました。	協働経済部	産業振興課	その他
13	7	実籾・新栄	実籾駅前町会	カーブミラーの設置	実籾5丁目9番29号付近、西側から車が走行する際、坂を上って来る人が見えにくい。一方通行なので車と衝突の心配はないが、カーブミラーを設置してほしい。	対応不可	カーブミラーには交差点直近の死角を映すことができない短所があり、ミラーへの過度の依存により本来不可欠である左右確認などの安全運転が疎かになり、出会い頭の事故が発生する危険性を伴います。 そのため現在の基準としては、適切な運転をした際においても目視による安全確認が困難な場合に設置しております。 当該箇所は、隅切りが確保されており、停止もしくは徐行を行うことで目視による安全確認が可能であることから、カーブミラーを設置する必要はないと判断しております。 現状にて、ご理解のほどよろしくお願いたします。	都市環境部	道路管理課	カーブミラーや防犯灯の設置
13	8	実籾・新栄	実籾駅前町会	カーブミラーの設置	実籾1丁目7番10号付近の京成線路沿いの本道(一方通行)に出る際、登下校する学生や、子供を乗せた自転車やお年寄りの自転車、その他歩行者等の確認がしにくいので危険。また、この交差点は車だけでなく歩行者も不安だと思う。	昨年度予算で対応	カーブミラーには交差点直近の死角を映すことができない短所があり、ミラーへの過度の依存により本来不可欠である左右確認などの安全運転が疎かになり、出会い頭の事故が発生する危険性を伴います。 そのため現在の基準としては、適切な運転をした際においても目視による安全確認が困難な場合に設置しております。 当該箇所は、停止もしくは徐行を行うことで目視による安全確認が可能であることから、カーブミラーを設置する必要はないと判断しております。 しかしながら交差点を出る際に、歩道もあることから、交差点手前に注意喚起として電柱幕「歩行者注意」を令和7年3月に設置いたしました。	都市環境部	道路管理課	カーブミラーや防犯灯の設置

地区番号	個票番号	地区名	申出人	件名	要望内容	対応の種類	回答内容	部名	課名	要望の種類
13	9	実朶・新栄	実朶1丁目東町会	樹木の伐採について	実朶6丁目32番と34番付近の実朶小学校の崖・法地法面に隣接する樹木等の伐採を引き続き継続要望いたします。通学路にも樹木が重なり、高くおい繁り、日照悪く、悪影響を及ぼしています。また古い大木も多数あり台風や大雨等により倒木の恐れもあり危険を感じます。一部伐採を実施した箇所もありますが、令和5年6月26日に市の担当者と打合せした内容が十分に行なわれておりません。予算確保の時間が必要であると聞いていますが、どのような計画になっていますでしょうか。早急のご対応をお願いします。	昨年度予算 で対応	令和6年11月に実朶小学校敷地の法面の一部の樹木剪定、草刈を実施しました。今後につきましても、安全面や周辺への影響を考慮し、草木等の管理を行ってまいります。	学校教育部	教育総務課	学校、幼稚園に関する 要望
13	10	実朶・新栄	実朶2丁目町会	実朶2丁目病院前の 返道に「対向車有り 注意」と車道路に表 示してほしい	実朶2丁目21番にある病院前の坂道は対向車が見えないため、車や自転車が車道の真ん中を走ることが多く見受けられ大変危険である。特に土日は子供達が本郷公園に遊びに行く時に自転車で車道の真ん中を走り抜けることが多く、事故が起こってしまう前に安全対策をお願いしたい。病院前の返道車道に「対向車有り注意」と表示してほしい。	今年度予算 に計上	要望箇所につきましては、新たに交差点付近に路面標示「対向車注意」の設置工事及び、周辺の路面標示「スピード落とせ」が薄くなっていたため補修工事を、令和7年度に行います。	都市環境部	道路管理課	道路の維持管理、改善 等
13	11	実朶・新栄	実朶2丁目町会	実朶2丁目建設会社 前の三叉路に「とま れ、危険」と道路に 表示する件	実朶2丁目25番5号付近の三叉路には、カーブミラー等がいくつか設置されている。車の運転手には見えるが、自転車、歩行者からは見えにくく、接触事故が起こる危険が大きいと思われるため、交差点の手前で必ず止まるように「とまれ、注意」と車道に表示してほしい。	今年度予算 に計上	要望箇所につきましては、新たに交差点付近に路面標示「対向車注意」の設置工事及び、ドット線等の路面標示が薄くなっていたため補修工事を、令和7年度に行います。	都市環境部	道路管理課	道路の維持管理、改善 等
13	12	実朶・新栄	新栄実朶町会	オレンジ色のポール 等の設置について	新栄2丁目10番11号付近の信号の無い横断歩道のすぐ近くにあるバス停(新栄町停留所)に停車中のバスを後ろから追いつく車が複数台見られる。追いつ後すぐの場所に横断歩道があり、実朶小学校の通学路でもあるので、追いつしが出来ないよう、バス停から横断歩道の区間のセンターライン上にオレンジ色のポール等の設置を要望致します。	今年度予算 に計上	要望箇所につきましては、ポストコーンを設置することにより、反対車線を今以上に長く走る車両が出てくる可能性があり今以上に危険な道路となってしまう恐れがあるため、追いつ禁止の注意喚起として看板を令和7年度に設置してまいります。	都市環境部	道路管理課	道路の維持管理、改善 等
13	13	実朶・新栄	実朶むつみ町会	受動喫煙禁止のため の指導員巡回	実朶地区において、受動喫煙禁止のための指導員巡回を見ていない。巡回は実施しているのか、巡回していないのであれば巡回を再開してほしい。	その他	習志野市受動喫煙の防止に関する条例に基づき、受動喫煙を防止するため、喫煙を禁止する重点区域として市内各駅周辺を中心に設定しており、週5日から6日、朝7時から午後9時までの間、受動喫煙防止指導員が巡回・指導を行っており、実朶駅周辺についても巡回・指導を行っております。 【巡回実績（指導＋過料件数）】 ・令和5年度・・・139回（60件） ・令和6年度(2月末時点)・・・217回（74件）	健康福祉部	健康支援課	その他
13	14	実朶・新栄	実朶むつみ町会	自転車の放置駐車と 撤去および一時有料 駐輪場について	相変わらず、実朶駅の自転車の放置駐車が目立つ。以前は撤去作業等を行っていたようだが、最近活動を見かけないため利用者は当たり前のようにの違法駐車している。特に北口ロータリーが目立つ。市はどのようなスケジュールで実施しているのか、また大久保側にある有料駐輪場が狭くいつもあふれている。自動車用の駐車場でなく、自転車用に転換を検討していただきたい。	今年度以降 の予算で対 応・検討	京成実朶駅周辺の放置自転車等の移送は定期的を実施しており、令和6年度では月2～3回行い、1回に約20台程保管所へ移送しております。 また、実朶駅西側には民間の駐輪場及び自動車用の駐車場もあり、京成実朶駅周辺の放置自転車対策につきましては、駅周辺の市営駐輪場に空きがあることから、一時利用及び年間利用の利用を促すとともに、引き続き放置自転車等の移送を実施してまいります。	協働経済部	防犯安全課	その他
13	15	実朶・新栄	実朶むつみ町会	タクシー会社乗務員 の禁煙エリアでの喫 煙について	「習志野市受動喫煙の防止に関する条例」により、実朶駅北口は受動喫煙防止の重点区域となっているにもかかわらず、乗客待ちのタクシー会社乗務員による、自動車を降りての喫煙が常態化されており条例違反が発生していると考えられます。3年連続でこのまちづくり会議資料提出時に指摘したにもかかわらず改善がなされていないように見受けられる。また、このところ指導員による巡視も見かけたこともないことから、巡視活動を再開することにより、改善ができるのではないだろうか。	その他	習志野市受動喫煙の防止に関する条例に基づき、受動喫煙を防止するため、喫煙を禁止する重点区域として市内各駅周辺を中心に設定しており、週5日から6日、朝7時から午後9時までの間、受動喫煙防止指導員が巡回・指導を行っており、実朶駅周辺についても巡回・指導を行っております。 タクシー乗務員による喫煙につきましては、指導員に注意して巡回するよう指示をいたしました。 【巡回実績（指導＋過料件数）】 ・令和5年度・・・139回（60件） ・令和6年度(2月末時点)・・・217回（74件）	健康福祉部	健康支援課	その他

地区番号	個票番号	地区名	申出人	件名	要望内容	対応の種類	回答内容	部名	課名	要望の種類
13	16	実籾・新栄	実籾むつみ町会	令和元年10月の大雨に発生したがけ崩れ箇所対策について	令和3年度のまちづくり会議でも要望を出しておりますが、実籾5丁目22番付近のがけ崩れ箇所に対しては暫定的な対策工事となっており、恒久的な対策を希望します。なお令和3年にむつみ町会と市議会議員、市担当者による住民説明会を実施しましたが、住民の切実な要望とはかけ離れた返答となっており、何とか進展と住民対応を要望します。諸ルールと市の立場に関しては、市担当者からの説明で住民も理解済みですが、住民では対応ができないための要望となります。	その他	急傾斜地の管理につきましては、法面の土地所有者が行うことが原則となります。しかしながら、法面の所有者にて、管理が困難な場合につきましては、土地所有者を含めた急傾斜地の周辺にお住まいの受益者により、擁壁工事実施の要望書、急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する同意書、擁壁工事実施に伴う土地の無償使用承諾書等が県及び市に提出された場合、「習志野市急傾斜地崩壊防止対策事業実施要領」に基づき、県もしくは市が、擁壁工事を実施いたします。 なお、擁壁工事の実施には、本要領の規定により、工事費の10分の1を受益者に負担していただく必要があります。本市としましては、当該地を含めまして、急傾斜地の近くにお住まいの住民の安全を守るため、毎年6月に千葉県千葉土木事務所職員と定期点検を実施するとともに、台風などの通過前と通過後に市職員により、現場を確認しており、今後につきましても、引き続き、現場の状況を注視してまいりたいと考えております。	総務部	危機管理課	その他
13	17	実籾・新栄	実籾むつみ町会	道路管理上の瑕疵について	令和元年10月の大雨で発生した実籾5丁目22番のがけ崩れした付近の急傾斜地について、樹木の枝が道路側に垂れ下がってきており、人や車の通行の妨げとなっている。また、この枝の影響で街灯も照らされにくくなっており、防犯上の観点からも伐採を要望する。なお、個人所有の土地であるため、市で対応できない場合は所有者への依頼(指示)を要望する。	その他	当該急傾斜地については、所有者へ適正管理のお願いをしているところではあります。今後も引き続き管理のお願いをしております。	総務部	危機管理課	その他
13	18	実籾・新栄	実籾むつみ町会	実籾2号公園のペット散歩ルール順守について	実籾2号公園にペット散歩者が多く、真ん中の芝生エリアに犬が小水や糞などを行っている。ここは近所にある保育所などの子供たちが毎日遊びに来る場所である。先生たちは遊ぶ前に、犬の糞などを掃除してから子供たちを遊ばせている。公園をペット禁止にするのは無理と思うし、入口のルール看板にも書いてあるが、ルールを守らない飼い主に対して、ルール順守の啓蒙をするような施策を検討・実施していただきたい。啓蒙のための横断幕の作成予算を取って、設置していただきたい。	今年度以降の予算で対応・検討	犬の飼い主に対しては、広報紙やホームページ等によりフン尿の後始末についてマナー啓発を行い、犬の飼い主のマナー向上に努めております。また、犬のフン等を放置する飼い主が特定できている場合には、習志野保健所と連携して飼い方指導を行うほか、令和7年度にマナー向上を促す横断幕を設置します。本市独自の取組みとして、令和7年4月1日より「習志野市ポイ捨て等及び生活環境が損なわれる給餌の防止に関する条例」を施行し、市内全域において愛玩動物のフン等の放置を禁止すると共に、指導を行ってまいります。	都市環境部	公園緑地課	公園・街路樹の維持管理、改良等
13	19	実籾・新栄	実籾むつみ町会	通学路の抜け道通行の危険防止施策実施について	実籾2号公園前の通り、車が抜け道としてスピードを出して危険。東習志野の通称あひる公園から京成線に向かう道路ですが、朝の混雑時に駅前通りの裏道として通行する車両がスピードを出して走っています。東習志野小学校の通学路でもあることから、電柱に「スピード落とせ」の印字を設けていただきましたが、色が薄くなってきたので交換していただきたい。	昨年度予算で対応	要望箇所につきまして、現地を確認したところ、設置している電柱幕について劣化が見られたため、電柱幕「自動車 スピード落とせ」の交換を令和7年3月に行いました。	都市環境部	道路管理課	道路の維持管理、改善等
13	20	実籾・新栄	実籾むつみ町会	実籾2号公園の警察官巡回依頼について	実籾2号公園のベンチに飲み終えたアルコール飲料缶や、タバコの吸い殻が捨てられており、市が設置した子供たちの禁煙注意看板があるものの無視されている。近所の方が定期的に掃除をしていただいていることで、公園はきれいになっているが、環境悪化になることが心配である。誰がどの時間に利用し捨てているのかはわからないが、公園の利用風紀が悪化すると、他の人も捨てるようになる事が予想される。おそらく夜間の利用者によるゴミ捨てですので、警察のパトロール場所に含んでいただきたい。	他機関へ依頼	習志野警察署へパトロールの依頼をしたところ、「通常実施しているパトロールの際に迷惑行為を確認した際は、注意喚起を行います。また、迷惑行為を確認した際は、110番通報をしてください。」との回答をいただいております。今後につきましても、習志野警察署と連携を図りながら、誰もが快適に利用できる環境の維持に努めてまいります。	都市環境部	公園緑地課	公園・街路樹の維持管理、改良等
13	21	実籾・新栄	実籾むつみ町会	雨後に側溝の水が溜まり排水できない	実籾5丁目37番13号付近は四方から水が流れ込む側溝となっており、雨後などでは常に水が溜まっている場所であり、衛生的にも悪い環境となっている。暫定的には市側で側溝に蓋をしていただいたが、恒久的な対策を検討・実施していただきたい。	対応不可	ご要望の箇所につきましては、私道であるため市として恒久的な対策については対応できません。ご理解のほどよろしく申し上げます。	都市環境部	道路管理課	道路の維持管理、改善等
13	22	実籾・新栄	実籾むつみ町会	タクシープールエリアへの逆走について	実籾駅北口のタクシープールエリアにタクシーが入る際に、大久保方面から来るタクシーが進入禁止を無視して、タクシープールエリアに右折して入って来ており、自転車でロータリーを出る際に衝突しそうなことがあった。3年連続このまちづくり会議資料提出時に指摘したにも関わらず改善がなされていない。先日は自転車とぶつかりそうになっていた。事故が起こってからでは遅いと考えるので、強く指導を願いたい。	昨年度予算で対応	交通規制につきましては、習志野警察署の所管となりますことからご要望をふまえて状況をお伝えしました。「当該行為は通行禁止違反です。通常の警察活動による取締りを実施します。」との回答をいただいております。 市としましては、一方通行出口付近に本市が管理している道路照明灯があるので、そこに『車両右折進入禁止』の立て看板を令和7年3月に設置いたしました。 また、ロータリーを利用するタクシー会社へ改めて指導いたしました。	都市環境部	道路管理課	道路の維持管理、改善等